

社会福祉法人 宝光福祉会 大口中保育園空調設備整備工事 仕様書
(設計施工一括発注方式)

1. 事業概要

本工事は、宝光福祉法人宝光福祉会(以下「法人」という。)が所有する大口中保育園園舎(以下「対象施設」という)内にある保育室や廊下等(以下「対象室」という。)設置されている空調機器等の更新を行うことで、園児等が安全で快適に園生活を過ごせる保育環境の確保を目的とする。

事業実施にあたっては、民間事業者(以下「事業者」という。)の技術・ノウハウを最大限活用するものとする。

2. 事業者の業務内容

(1) 設計

空調設備設置に必要な空調・電気図面の作成及び設計図書の作成並びに現場確認

(2) 施工

ア 空調設備の取付け及び運転に係る施工一式

イ 安全対策

(3) その他

ア 関係法令に基づく各種届出

イ その他、本工事において必要となる業務

3. 空調機設置の基本条件

(1) 基本事項

空調機設置箇所

※詳細については、別添空調計画図参照。

(2) 詳細事項

※詳細は別添要求水準書参照。

(3) 熱源は電気方式とする。

受変電設備の整備については、キュービクル改造とする。停電による施設への影響を最小限となるように配慮すること。

4. 工事場所

場所 愛知県丹羽郡大口町城屋敷一丁目335番地

施設名 社会福祉法人 宝光福社会 大口中保育園

構造及び床面積 鉄筋コンクリート造 1階 782.85㎡ 2階 451.90㎡ 平成4年築

5. 既存空調機器等の処理

- ・更新機器の機器撤去、処分及び冷媒処理等は本工事にて、法令に準拠した処理をすること。
- ・不要な冷温水管、冷媒管、ドレン管、ダクト、制御線、電気配管配線等は、可能な限り、撤去処分とする。
- ・アスベスト入りパッキンを含んでいる冷温水管は、本工事にて、法令に準拠した処理をすること。
- ・機器更新で再利用可能なダクト等は、再利用可とする。

6. 遵守すべき法制度

本工事の遂行に際しては、設計、施工の各業務の提案内容に応じて関係する以下の法令、条例、規則及び要項を遵守し、各種基準、指針等は、本工事の要求水準と照らし合わせて適宜参照とする。

なお、以下の記載の有無にかかわらず本工事に必要な法令を遵守する。適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用する。

(1) 法令等

- (ア) 計量法
- (イ) 消防法
- (ウ) 労働安全衛生法
- (エ) 労働基準法
- (オ) 電気事業法
- (カ) 騒音規制法
- (キ) 振動規制法
- (ク) 建築基準法
- (ケ) 建築士法
- (コ) 建設業法
- (サ) 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- (シ) エネルギー使用の合理化に関する法律

- (ス) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 - (セ) 国等による環境物品等の調達の推移等に関する法律
 - (ソ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (タ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - (チ) 大気汚染防止法
 - (ツ) 石綿障害予防規則
 - (テ) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
 - (ト) 高圧ガス保安法
 - (ナ) 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
 - (ニ) 下水道法
 - (ヌ) 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - (ネ) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 - (ノ) 労働者災害補償保険法
 - (ハ) 道路交通法
- (2) 条例等
- ア 愛知県建築基準条例
 - イ 愛知県環境基本条例
 - ウ 県民の生活環境の保全等に関する条例
 - エ 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例
- (3) 基準・指針等
- ア 公共建築工事標準仕様書 建築工事編
 - イ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編
 - ウ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編
 - エ 建築工事標準詳細図
 - オ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編
 - カ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編
 - キ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編
 - ク 公共建築改修工事標準仕様書 電気設備工事編
 - ケ 公共建築改修工事標準仕様書 機械設備工事編
 - コ 建築設備設計基準
 - サ 建築設備耐震設計・施工指針(国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修)
 - シ 官庁施設の総合耐震計画基準

- ス 建築工事監理指針
 - セ 電気設備工事監理指針
 - ソ 機械設備工事監理指針
 - タ 建築保全業務共通仕様書
 - チ 営繕工事写真撮影要項
 - ツ 工事写真の撮り方 建築設備編(一般社団法人 公共建築協会編)
 - テ 内線規程(一般社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編)
 - ト 高圧受電設備規程(一般社団法人 日本電気協会 使用設備専門部会編)
 - ナ 高調波抑制対策技術指針(一般社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会編)
 - ニ LPガス設備設置基準及び取扱要領(高圧ガス保安協会)
 - ヌ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針(有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)
 - ネ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル(環境省水・大気環境局大気環境課)
 - ノ 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働省の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(厚生労働省)
 - ハ 各種計算基準(一般社団法人 日本建築学会)
- ※その他本工事の実施に当たり必要となる関係法令等

7. 事業期間

契約日の翌日から令和3年6月30日